
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **開示の定め方の取入れ方に関する検討（ステップ 6）**

I. 本資料の目的

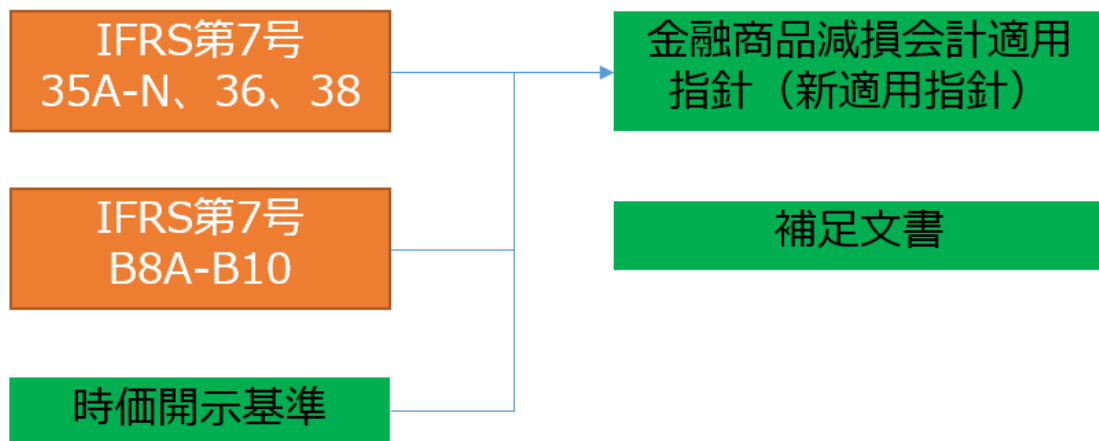
1. 本資料は、金融資産の減損について IFRS 第 7 号「金融商品：開示」（以下「IFRS 第 7 号」という。）の信用リスクの開示に関する定め方の取入れ方に関して、今後の検討の進め方を確認したうえで、信用リスクの開示目的及び関連する IFRS 第 7 号の定め方の取入れ方について ASBJ 事務局の分析及び提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 第 504 回企業会計基準委員会（2023 年 6 月 26 日開催）及び第 202 回金融商品専門委員会（2023 年 6 月 20 日開催）において、ステップ 2 を採用する金融機関における開示に関して、基本的な方針を次のようにお示しし審議を行ったところ、特段の異論は聞かれなかった。
 - (1) 開示目的を定めるアプローチを採用する。
 - (2) ステップ 2 を採用する金融機関における開示（注記事項）に関する検討の方向性として、IFRS 第 7 号で要求される開示をすべて取り入れて、統合的なものとするを基本的な方針とする。
 - (3) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発におけるこれまでの審議において、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の定めを取り入れないとした項目（例：条件変更）については、原則として、IFRS 第 7 号の開示に関する定めを取り入れない。ただし、必要に応じて日本基準固有の開示が必要か個別に検討を行う。
 - (4) これまでの審議において会計処理に関して事務局提案について賛同する意見と異論の両論が聞かれている論点に関連する開示については、開示内容を確認することにとどめ、今後の審議を踏まえ別途検討を行う。
 - (5) ステップ 2 を採用する金融機関を対象とした会計基準の開発において例外的な取扱いを設けた場合には、個々の例外的な取扱いの内容を踏まえて開示の必

要性を検討する。

3. 第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 10 月 29 日開催）及び第 227 回金融商品専門委員会（2024 年 10 月 24 日開催）（以下「第 535 回企業会計基準委員会等」という。）では、前項の基本的な方針を踏まえ、基準体系のイメージ図をお示しした。



4. また、第 535 回企業会計基準委員会等では、前項の基準体系を踏まえ、開示に関する今後の進め方について、次のとおり提案した。
- (1) IFRS 第 7 号第 35A 項から第 35N 項、第 36 項、第 38 項及び B8A 項から B10 項の個々の定めについて検討を行い、表現を見直した上で、新たに開発する適用指針（以下「新適用指針」という。）に取り込む内容及び取り込まない内容を峻別する。その際、現行の企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）に含まれる既存の定めを削除及び見直しの要否を併せて検討する。
 - (2) 実務対応報告第 18 号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」に基づき在外子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されている場合の開示に関して、CECL モデルに基づく情報の開示方法については具体的に定めず、複数の開示方法があることを示すように補足文書の内容を検討する。
 - (3) 次の項目について、追加的な検討を行う。
 - ① 信用リスクの開示目的
 - ② 信用リスク・エクスポージャー開示
 - ③ 財務諸表以外の開示への参照

5. 本資料では、前項の今後の進め方について確認したうえで、前項(3)①の信用リスクの開示目的及び関連する IFRS 第 7 号の定めを取入れ方(第 35A 項から第 35E 項)について検討を行う。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

開示の定めを取入れ方に関する今後の審議の進め方

6. 本資料第 4 項に記載の今後の進め方について、信用リスクの開示目的については信用リスクの開示全体に関するものであると考えられることから、まず、信用リスクの開示目的の検討を行うことが考えられる。その際、関連する IFRS 第 7 号の範囲及び目的に関する定め(第 35A 項から第 35E 項)についても新適用指針への取入れについて検討する。
7. 次に、IFRS 第 7 号第 35F 項から第 35N 項、第 36 項、第 38 項及び B8A 項から B10 項の個々の定めについて検討を行い、表現を見直したうえで新適用指針への取入れについて検討することが考えられる。その際、現行の時価開示適用指針に含まれる既存の定めを削除及び見直しの要否を合わせて検討する。
8. その後、前項の検討を踏まえ、オプションに関する開示について別途定めを設ける必要があるかどうかを検討することが考えられる。

開示目的に関する検討

9. 第 507 回企業会計基準委員会(2023 年 8 月 2 日開催)及び第 203 回金融商品専門委員会(2023 年 7 月 24 日開催)(以下「第 507 回企業会計基準委員会等」という。)では、日本基準において開示目的を定めるアプローチを採用する企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」(以下「収益認識会計基準」という。)及び企業会計基準公開草案第 73 号「リースに関する会計基準(案)」(以下「リース会計基準案」という。)をベンチマークとして、信用リスクの開示目的に関して次のとおり提案した。

開示目的

- (1) 信用リスクの開示目的を「信用リスクに関する注記における開示目的は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。」とする。

開示目的を達成するために提供する情報

収益認識会計基準を開発する際、会計基準の利用者にとって理解しやすいものになるように並び替えを行ったことを踏まえ、信用リスクの開示目的を達成するために提供する情報を以下の4つの区分に整理する。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 貸倒引当金の分解情報
- (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
- (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報

10. 前項の開示目的に関する提案について、企業会計基準委員会では事務局提案に賛同する意見が聞かれたほか、主に次の意見が聞かれた。

- (1) 開示目的は上位の概念であるため、新たな適用指針ではなく会計基準に記載する方がよいと考える。
- (2) 事務局提案の開示目的は抽象的であり、より具体的な記載とすることにより開示目的アプローチの実効性を高めることができると考える。
- (3) 財務諸表利用者の一部は、開示目的を定めるアプローチでは本来開示すべき事項が開示されないリスクがあるとの懸念を有しており、教育文書等で開示目的を定めるアプローチの考え方を示すことにより、このような財務諸表利用者の懸念を軽減できると考える。

(分析)

11. まず、前項(1)の聞かれた意見について、本資料第9項で提案している開示目的は収益認識会計基準及びリース会計基準案をベンチマークとしたことを踏まえており、両基準では開示目的を会計基準レベルで定めていることから、開示目的を新適用指針ではなく企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)に記載することがあり得ると考えられる。
12. しかしながら、金融商品会計基準第40-2項は金融商品に関する注記事項の枠組みについて定めており、信用リスクのみについて注記事項を定めていないことから、信用リスクに限定した開示目的を会計基準レベルに記載することは適切でないと考えられる。むしろ、仮に開示目的を会計基準レベルに記載する場合には、信用リスクに関する開示だけでなく、金融商品に関する全般的な開示目的を定めるべきと考えられる。

13. 前項の考え方を踏まえると、会計基準レベルでは金融商品に関する全般的な開示目的を定めつつ、新適用指針では信用リスクに限定した開示目的を定めることが考えられる。
14. ここで、本資料第10項(2)のとおり、信用リスクの開示目的をより具体的な記載とすることによって、開示目的アプローチの実効性を高めることができるとの意見が聞かれている。この点、ステップ2やステップ4を採用する金融機関とステップ5を採用する一般事業会社では求められる開示の水準が異なると考えられることから、企業の事業目的に照らした金融資産の重要性を踏まえて開示要否を判断することを信用リスクに関する開示目的に含めることが考えられる。
15. また、国際的に予想信用損失モデルによる会計基準を開発することとなったきっかけの1つが Too little too late 問題であり、本プロジェクトはそのような経緯で開発された国際的な会計基準との整合性を図ることを目的としていることを踏まえると、信用リスクの著しい変動を財務諸表に適時に反映していることを財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することを開示目的に含めることが考えられる。
16. なお、本資料第10項(3)の開示目的を定めるアプローチの考え方を示すことに関する意見については、補足文書又は結論の背景の検討時に記載要否を検討することが考えられる。

(事務局提案)

17. 以上を踏まえ、次のイメージで金融商品会計基準において全般的な開示目的を定め、新適用指針において信用リスクに関する開示目的を定めることが考えられるかどうか。

金融商品会計基準

定めの取入れイメージ	金融商品会計基準（現行）
VII-2. 注記事項 <u>40-2. 金融商品に関する注記における開示目的は、金融商品のリスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。</u>	VII-2. 注記事項 （新設）
40-3. 金融商品に係る次の事項について	40-2. 金融商品に係る次の事項について

<p>て注記する。ただし、<u>前項の開示目的に照らして重要性が乏しいものは注記を省略することができる</u>。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(以下略)</p>	<p>て注記する。ただし、重要性が乏しいものは注記を省略することができる。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</p> <p>(以下略)</p>
---	--

新適用指針

定めの取入れイメージ
<p>X1. 信用リスクに関する開示目的は、企業の事業目的に照らした金融資産の重要性を踏まえ、信用リスクの著しい変動を財務諸表に適時に反映していることを財務諸表利用者が理解できるようにするための十分な情報を企業が開示することである。</p>

(信用リスク以外のリスクに関する開示目的について)

分析

18. 時価開示適用指針第3項では、「金融商品に係るリスクには、取引相手先の契約不履行に係るリスク（信用リスク）や市場価格の変動に係るリスク（市場リスク）、支払期日に支払いを実行できなくなるリスク（資金調達に係る流動性リスク）が含まれる。」とされている。前項の事務局提案のとおり、全般的な開示目的と信用リスクに関する開示目的をそれぞれ定めた場合、市場リスクや流動性リスクといった信用リスク以外のリスクに関して、時価開示適用指針において開示目的を定める必要があるかどうか論点となると考えられる。
19. この点、仮に信用リスク以外に関する開示目的を新たに定めた場合、信用リスク以外のリスクに関しても、開示目的に照らして開示の要否を判断することができるようになると考えられる。
20. 一方、全般的な開示目的を定めることによって、信用リスク以外のリスクに関する開示目的についても一定程度対応がなされるとも考えられる。また、信用リスク以外に関する開示はこれまでと変わらないことから、追加的に個別の開示目的を定める必要性は必ずしも高くないと考えられる。

事務局提案

21. 以上を踏まえ、信用リスク以外に関する開示目的を新たに定めることはしないことが考えられるかどうか。

ディスカッション・ポイント1

本資料第9項から第21項に示した開示目的に関する事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

IFRS 第7号の取入れ

(IFRS 第7号の構成)

22. IFRS 第7号における信用リスクに関する定めは次のとおり構成されている。
- (1) 範囲及び目的 (第35A項から第35E項)
 - (2) 信用リスク管理実務 (第35F項から第35G項)
 - (3) 予想信用損失から生じた金額に関する定量的情報及び定性的情報 (第35H項から第35L項)
 - (4) 信用リスク・エクスポージャー (第35M項から第36項)
 - (5) 入手した担保及びその他の信用補完 (第38項)
23. 本資料では、前項のうち(1)範囲及び目的に関する定め (第35A項から第35E項) に関して新適用指針への取入れについて検討する。ただし、財務諸表以外の開示への参照 (第35C項) については本資料第4項のとおり追加的な検討を行うこととしているため、新適用指針への取入れについても追加的な検討と併せて個別に検討を行うこととする。

(第35A項)

IFRS の定め

24. IFRS 第7号第35A項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第7号の日本語訳
35A	企業は、第35F項から第35N項における開示要求を、IFRS 第9号における減損の要求事項が適用される金融商品に適用しなければならない。た

	<p>だし、</p> <p>(a) 営業債権、契約資産及びリース債権について、第 35J 項(a)は、営業債権、契約資産又はリース債権のうち IFRS 第 9 号の 5.5.15 項に従って全期間の予想信用損失が認識されているものに対して、当該金融資産が 30 日超の期日経過となっている間に条件変更された場合に適用される。</p> <p>(b) 第 35K 項(b)はリース債権には適用しない。</p>
--	--

25. IFRS 第 7 号第 35A 項は、信用リスクに関する開示要求の適用範囲を定める規定である。

分析

26. 本プロジェクトにおいて、予想信用損失モデルの対象となる金融商品については、第 536 回企業会計基準委員会（2024 年 11 月 18 日開催）及び第 228 回金融商品専門委員会（2024 年 11 月 12 日開催）において金融商品会計基準において定めることを提案している。これに関連して、現在、事務局では、予想信用損失モデルの対象となる金融商品の略称（例：債権、金融保証契約及びローン・コミットメント¹（以下「債権等」という。））を定義して金融商品会計基準及び新適用指針に取り入れる方向で検討している。ここで、IFRS 第 7 号の個々の定めを取り入れにおいても、同じ略称を付すことによって開示対象を示すことができると考えられる。このため、第 35A 項柱書の定めは新適用指針に取り入れないことが考えられる。

27. 次に、第 35A 項(a)は、第 35J 項(a)の適用範囲についての個別の定めであるが、第 35J 項(a)は IFRS 第 9 号の定めを取り入れないとした条件変更に関する定めであることから、第 35J 項(a)を取り入れないことが考えられ、この場合、第 35A 項(a)についても取り入れないことが考えられる。

28. さらに、第 35A 項(b)は、担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響に関する開示について定めている第 35K 項(b)の適用範囲についての個別の定めであることから、第 35K 項の定めを取入れと共に検討することが考えられる。

事務局提案

29. 本資料第 26 項から前項の分析に基づき、第 35A 項の定めは新適用指針に取り入れないことが考えられるがどうか。

¹債券に関してどのように追加するかについては、今後の審議において検討を行う。

(第 35B 項)

IFRS の定め

30. IFRS 第 7 号第 35B 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 7 号の日本語訳
35B	<p>第 35F 項から第 35N 項に従って行う信用リスクの開示は、信用リスクが将来キャッシュ・フローの金額、時期及び不確実性に与える影響を財務諸表利用者が理解できるようにしなければならない。この目的を達成するため、信用リスクの開示は以下の情報を提供しなければならない。</p> <p>(a) 企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報（予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む）</p> <p>(b) 予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報（予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む）</p> <p>(c) 企業の信用リスク・エクスポージャー（すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク）に関する情報（信用リスクの著しい集中を含む）</p>

31. IFRS 第 7 号第 35B 項は、信用リスクに関する開示目的及び開示目的を達成するために提供する情報について定める規定である。

分析

32. まず、信用リスクに関する開示目的について、本資料第 9 項から第 21 項において検討しているため、ここでの分析及び事務局提案は割愛する。

33. 次に、開示目的を達成するために提供する情報については、本資料第 9 項のとおり、第 507 回企業会計基準委員会等において収益認識会計基準を開発する際、会計基準の利用者にとって理解しやすいものになるように並び替えを行ったことを踏まえ、信用リスクの開示目的を達成するために提供する情報を以下の 4 つの区分に整理することを提案した（別紙を参照のこと）。

- (1) 会計方針に関する事項
- (2) 貸倒引当金の分解情報
- (3) 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報

- (4) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報
34. 前項(1)については、第 535 回企業会計基準委員会等において、次のとおり取り扱うことを提案していた。
- (1) 貸付金が事業目的に照らして重要である企業が次のオプションを採用した場合には、「(1)会計方針に関する事項」として注記する。
- ① A-2：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ 2）
 - ② B-4：実効金利に代えて約定金利を用いるオプション
 - ③ B-5：貸付金に関連する手数料の取扱い（ステップ 4）
35. 前項の事務局提案自体については概ね異論は聞かれなかったが、注記の対象となるオプションが金融商品の分類及び測定に関する会計方針のみとなるため記載場所を再検討すべきとの意見が聞かれた。この意見を踏まえて見直すと、「(1)会計方針に関する事項」としてではなく、移管指針第 9 号「金融商品会計に関する実務指針」に記載することが適切と考えられる。このため、新適用指針においては、信用リスクに関する開示として「(1)会計方針に関する事項」を設ける必要はないと考えられる。
36. 次に、本資料第 33 項(2)及び(3)に含まれる「貸倒引当金」という用語について、これまでの審議において「貸倒引当金は予想信用損失と合致する概念なのかという点、債務保証に対する引当は貸倒引当金ではない点及び企業会計原則との関係性も踏まえて、『貸倒引当金』という用語を引き続き使用することが適切か検討して頂きたい。」という意見が聞かれている。この意見を踏まえ、本資料第 33 項(2)及び(3)に含まれる「貸倒引当金」という用語を「予想信用損失」に置き換えることが考えられる。
37. また、これまでの審議において、本資料第 33 項の「(2)貸倒引当金の分解情報」で求められる開示は、収益認識会計基準で開示が要求される「分解情報」と必ずしも同じではないと考えられるため、「分解情報」という表現を見直すことが考えられるという意見が聞かれている。
- この点、第 507 回企業会計基準委員会等では、別紙のとおり、「貸倒引当金の分解情報」に含まれる開示として、IFRS 第 7 号第 35H 項（損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表）及び第 35I 項（金融商品の総額の著しい変動が損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したかの説明）を事務局提案しており、この場合、「分解情報」という表現で特段支障はないと考えられる。このため、現時点では「分解情報」という表現を見直さないことが考えられる。しかしながら、当該区分に含

められる注記の定めを具体的に検討する際に再度検討を行い、見直しの要否を判断することが考えられる。

事務局提案

38. 本資料第 32 項から前項の分析に基づき、IFRS 第 7 号第 35B 項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるがどうか。

IFRS 第 7 号の定めを取入れイメージ	
X.	第 X1 項 ² の開示目的を達成するため、信用リスクに関する情報として、次の事項を注記する。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 予想信用損失の分解情報 (2) 予想信用損失の算定プロセスに関する情報 (3) 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報 ただし、上記の各注記事項のうち、第 X1 項の開示目的に照らして重要性に乏しいと認められる注記事項については、記載しないことができる。

(第 35D 項及び第 35E 項)

IFRS の定め

39. IFRS 第 7 号第 35D 項及び第 35E 項は、次のとおり定めている。

項番	IFRS 第 7 号の日本語訳
35D	第 35B 項の目的を満たすため、企業は、(別段の定めがある場合を除いて)次のことを考慮しなければならない。どのくらい詳細に開示すべきか、開示要求のさまざまな側面にどのくらい重点を置くか、集約又は分解の適切なレベル、財務諸表利用者が開示された定量的情報を評価するために追加的な説明を必要とするかどうか、である。
35E	第 35F 項から第 35N 項に従って提供した開示が、第 35B 項における目的を満たすのに不十分である場合には、企業は当該目的を満たすために必要な追加の情報を開示しなければならない。

40. IFRS 第 7 号第 35D 項及び第 35E 項は、開示目的を満たすための考慮事項を示すものである。

分析

² 本資料第 17 項における新適用指針第 X1 項を指す。以下、同様。

41. IFRS 第7号第35D項及び第35E項は、開示の粒度や開示項目を判断するにあたっての考え方を示すものであり、実務における判断において有用な定めであると考えられるため、新適用指針に取り入れることが考えられる。
42. ここで、収益認識会計基準及び企業会計基準適用指針第33号「リースに関する会計基準の適用指針」(以下「リース会計基準適用指針」という。)において次の定めが設けられていることを踏まえ、これらと同等の内容を新適用指針において取り入れることが考えられる。

収益認識会計基準第80-6項

80-6. 収益認識に関する注記を記載するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、また、どの程度詳細に記載するのかを第80-4項の開示目的に照らして判断する。重要性に乏しい詳細な情報を大量に記載したり、特徴が大きく異なる項目を合算したりすることにより有用な情報が不明瞭とならないように、注記は集約又は分解する。

リース会計基準適用指針第94項

94. 会計基準第54項の開示目的を達成するために必要な情報は、リースの類型等により異なるものであるため、注記する情報は、会計基準第55項に掲げる注記事項に限定することを意図しておらず、会計基準第55項に掲げる注記事項以外であっても、会計基準第54項の開示目的を達成するために必要な情報は、リース特有の取引に関する情報として注記する。

事務局提案

43. 前項の分析に基づき、IFRS 第7号第35D項及び第35E項の定めを次のイメージで新適用指針に取り入れることが考えられるかどうか。

IFRS 第7号の定めを取入れイメージ

X. 信用リスクに関する注記を記載するにあたり、どの注記事項にどの程度の重点を置くべきか、また、どの程度詳細に記載するのかを第X1項の開示目的に照らして判断する。

X. 開示目的を達成するために必要な情報は、保有する金融商品の種類や信用リスクの管理方法等により異なるものであるため、注記する情報は、第●項から第●項に掲げる注記事項に限定することを意図しておらず、第●項から第●項に掲げる

注記事項以外であっても、第 X1 項の開示目的を達成するために必要な情報は、信用リスクに関する情報として注記する。

ディスカッション・ポイント2

本資料第 22 項から第 43 項に示した事務局の分析及び提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙：IFRS 第7号の開示規定との比較

IFRS 第7号

金融商品の減損に関する適用指針(案)

(a)企業の信用リスク管理実務並びにそれが予想信用損失の認識及び測定にどのように関連しているのかに関する情報(予想信用損失の測定に用いた方法、仮定及び情報を含む)	X	① 会計方針に関する事項
A-1:信用リスク管理実務並びにこの実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明(第35F項)		② 貸倒引当金の分解情報
A-2:予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明(第35G項)		B-1:金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明(第35H項)
(b)予想信用損失から生じた財務諸表上の金額を財務諸表利用者が評価できるようにする定量的情報及び定性的情報(予想信用損失の金額の変動及び当該変動の理由を含む)		③ 貸倒引当金の算定プロセスに関する情報
B-1:金融商品のクラス別に、期首残高から期末残高への調整表を用いた損失評価引当金の変動及び当該変動の理由の説明(第35H項)		A-1:信用リスク管理実務が予想信用損失の認識及び測定にどのように関連するのかの説明(第35F項)
B-2:金融商品の総額での帳簿価額の著しい変動が、損失評価引当金の変動にどのくらい寄与したのかの説明(第35I項)		A-2:予想信用損失の測定に用いるインプット、仮定及び見積技法の説明(第35G項)
B-3:認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響(第35J項)		④ 当期及び翌期以降の財務諸表への影響を理解するための情報
B-4:担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響(第35K項)		C-1:金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示(第35M項)
B-5:当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高(第35L項)		D-1:減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示(第36項)
(c)企業の信用リスク・エクスポージャー(すなわち、企業の金融資産及び与信を行うコミットメントに固有の信用リスク)に関する情報(信用リスクの著しい集中を含む)		B-4:担保及び他の信用補完が予想信用損失から生じる金額に与える影響(第35K項)
C-1:金融商品の区分別、信用リスク格付けごとの、金融資産の総額での帳簿価額並びにローン・コミットメント及び金融保証契約に係る信用リスクに対するエクスポージャーの開示(第35M項)		D-2:入手した担保及びその他の信用補完に関する情報(第38項)
C-2:単純化したアプローチを適用した営業債権等に関するIFRS第7号第35M項の開示の代替的な取扱い(第35N項)		B-5:当報告期間中に直接償却したが依然として履行強制活動の対象としている金融資産の契約上の未回収残高(第35L項)
その他		C-2:単純化したアプローチを適用した営業債権等に関するIFRS第7号第35M項の開示の代替的な取扱い(第35N項)
D-1:減損の要求事項が適用されない金融商品に係る信用リスクに対する最大エクスポージャーの開示(第36項)		B-3:認識の中止を生じない金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローの条件変更の内容及び影響と、条件変更が予想信用損失の測定に与える影響(第35J項)
D-2:入手した担保及びその他の信用補完に関する情報(第38項)		